

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月) 午後1時25分～午後2時15分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	田	中一行
		2番	小	西由子
		3番	山	本一美
		4番	米	村進司
		7番	谷	口貴文
		8番	賀	山圭子
		9番	飯	野幸義
		10番	奥	山昌一
		11番	澤	大篤
		12番	大	森正良
		13番	福	石幸生

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師信義
16番	上	田芳夫
17番	岸	本彰
18番	中	野広正
19番	宮	本裕澄
20番	藪	田俊博

4. 欠席委員(2人)

5番	藪	内孝博
6番	上	根慶万

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

2番 小西由子

3番 山本一美

日程第4 報告事項

①前総会(2月13日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③農用地地目変更報告

日程第5 議事

①議案第1号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について

②議案第2号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第10号について

日程第6 その他

①農業委員会だより第197号原稿について

②令和6年度農業委員会総会日程（案）について

③農業委員会研修テキスト配布

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本 征訓
局長補佐	前田 悟史
主事	石河 香央里

事務局	令和５年度第１２回となります岩美町農業委員会の総会を開催させていただきます。それでは、会長、挨拶のほうをよろしくお願いいたします。
会 長	皆さん、こんにちは。 先ほど事務局長のほうからお話がありましたように、今日は東日本大震災から１３年になります。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするところであります。 それから、いつもお願いしているとおりですけれども、今年は来年の３月までに地域計画を、農地・人プランに代わった地域計画に基づいて、耕作する農地を、誰がというのを、将来を見通した目標地図というものを農業委員会のほうで素案を作るというふうになっております。皆さんもこれから地域の実情を十分勘案していただいて、誰がこの農地を将来やっていくかなという地域計画を立てていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、総会の成立についてでございます。 本日の出席委員は１４名中１２名、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。 なお、５番の藪内委員、６番の上根委員からは欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。 それでは、議事に進ませてまいりますけれども、議長につきましては岩美町農業委員会会議規則第４条により会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、議事録署名委員ですけれども、岩美町農業委員会規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員について、私のほうから指名させていただきますのでよろしいでしょうか。 （異議なし）
議 長	異議がないようでありますので、２番の小西委員さんと３番の山本委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長

では、報告事項のほうに入らせていただきます。

前総会のでんまつと農地法第18条第6項の規定による通知、それから農用地の地目変更について報告のほうをお願いします。

事務局

報告事項1、前総会のでんまつについてご説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

てんまつ書（2月総会）2月13日ということで、1点目、3条1件1筆ということで、宇治地内の1件1筆の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認いただきましたので、2月15日付で許可書を譲受人、譲渡し人それぞれに送付しております。

2点目、3条取消し1件1筆ということで、馬場地内の農地について、令和5年12月に許可をしていた3条申請の許可取消しについてお諮りをいたしました。承認いただきましたので、2月15日付で許可取消しの旨を譲受人と譲渡し人に通知をしております。

3点目、4条1件2筆ということで、牧谷地内の畑に関する太陽光発電設備の設置を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、2月15日付で県東部農林事務所へ進達しまして、2月29日付で許可をされました。3月5日に農業委員会で受付をしましたので、同日付で申請者へ許可書を送付しております。

4点目、農作業標準料金ということで、令和6年度の農作業標準料金についてお諮りをし、決定いただいたものです。また、農作業標準料金については町のホームページに既にアップさせていただいておりますし、今回のその他のところでご説明するんですけれども、広報いわみの4月号と一緒に配布する予定の別刷りの農業委員会だより197号、こちらにも掲載する予定としております。

5点目、農用地利用集積等促進計画第9号ということで、23件67筆の申出についてお諮りし、意見ありませんでしたので、意見なしという形で2月14日付で町に回答をしております。

続いて、農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をさせていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは1件2筆です。こちらは同じ1筆についてですが、自作に戻るため、耕作者と地権者ともに機構との解約を行うものです。

続きまして、報告事項3についてです。

議案の5ページをご覧ください。

農用地地目変更報告についてご説明いたします。

地目変更届を1件受理しております。

届出人は本庄の*****さん、届出の土地は岩本*****、先ほど合意解約を報告した筆です。地目は田ですけれども、畑に変更するということです。

場所につきましては、資料1をご覧ください。

今回申請地は塗り潰しの場所です。

変更の理由としましては、水の当たりが悪く水稻の作付が難しく、また野菜を自作したいため、土を入れて、今回、地目を変更したいということです。

報告は以上です。

議 長

報告事項が終わりました。

何か質問がありましたら。

4 番

4条の牧谷地区の太陽光パネルの転用の件なんですけど、前回農業委員会で出た判断っていうか見解っていうのは、隣接の所有者の方への説明とかそういうものは必要ではないかなと思って。同意書は要らないっていうような判断をしたわけですから、同意書を求めたのに同意書は要らないというようなことになったっていう理由を隣接者の方へ説明というか、納得はなかなかしてもらえないかもしれませんが、農業委員会として説明したほうがいいかなとは私は思ってるんですけど。必要でないということであれば、それはそれでいいです。

事務局

農業委員会のこれまでの対応としては、必要ではないかという話をし、その結果も一緒に申請書類とともに、こういった経過があり添付はしていただけてませんでしたというところで進達をさせていただいたんですけども、その後、県の許可のほうからは附帯意見等は特に、いつもどおりでありましたので、一応行為としてはそこまで求められていないというところではあります。

事務局

あともう一つ補足ですけど、県とのやり取りをする中で、近隣の同意なり説明というのは、ガイドラインでしたほうが好ましいということだったんですけど、近隣の方に言うか言わないかについては県はそうしたほうが好ましい、そうやって進めるのがいいんじゃないかというこの指針ですんで、そこで本人がしないという代わりに農業委員会のほうがそこまで伝えるかどうかっていうのは、県のほうからは許可するにあたり何も附帯意見はなかったということです。

議 長

だからこれからも要りませんっていう話ではなくて、従来どおり、そういう指針に基づいて指導はさせていただきますよということです。だけ

	ど、強制というのがないものですから、できるだけお願いしますと。将来のためにそうしとったほうがいいですねというところでお願いをしているというところですので。
4 番	私が何でこう言ったかという、隣の人としては同意書はないのに、まだ着工されてないみたいでしたけど、建物とかそういった太陽光パネルの基礎だとかどンドンしていったら、私は同意してないのにおかしいなというような疑問が出てきますわね、当然。そういった場合は誰かが説明せないけんと思うんですが、それは業者側か県側か岩美町の農業委員会として説明するのか、どういう形になるのかなと疑問を持ってこういう質問をしてるわけです。
事務局	今回、同意書を得られないっていう話の中で、農業委員会が仲立をしてっていう話もちよっと出たかと思うんですけども、最終的に県のほうと話し合いをしまして、隣接農地所有者の方ですとか地域の方に農業委員会から説明するっていうことに関しては、ちょっと立入り過ぎるのではっていうあたり。あくまで指導を申請者のほうに、農業委員会としては指導というか、説明してくださいねっていうことを求めたというところで、一応書類としては残していると。あとは、万が一、隣接農地所有者の方から、どうしてこういうことがっていう話が出てきた場合、一応県のほうにもどなたが隣接農地所有者の方ですっていうところはこちらから情報提供させていただいておりまして、万が一問合せがあったら県のほうでも対応させてもらうということで対応をお願いしているところですので、今回については農業委員会としては仲立っていうところまではしない方向でというところで協議をしたところですよ。
4 番	承知しました。ありがとうございます。
議 長	そのほかよろしいですね。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	第 1 号議案、お願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案、6 ページをお開き願います。

事務局

議案第 1 号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」でございます。

別紙の土地が農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めます。

このたび、大字浦富 1 1 3 筆の耕作放棄地、いわゆる利用状況調査で言う B 判定農地について、農地法の適用を受ける土地か否かというところで判断を求めさせていただいております。

まず、いわゆる非農地判断というところで、こちらの取扱要領についてご説明させていただきます。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

こちらに、利用状況調査等に係る非農地事務取扱要領を載せております。こちら、岩美町の農業委員会で策定している内規です。この中で、第 3、再生利用が困難な農地の非農地の判断という、こちらにある手順で進めております。第 3 の 1 の農地部会による精査というところで、こちらは 2 月 1 3 日開催の農地部会で協議をいただいたところです。今回、前総会後に開催をしたというところで、今ここで併せて協議結果についても報告させていただきたいと思っております。

こちら、事前送付しました、右肩に①とついている岩美町農業委員会第 2 回農地部会協議結果報告というのをご覧ください。

こちら、農地部会での協議結果です。こちらが浦富地内の B 判定農地 1 1 3 筆について非農地化を進めることとしたもので、2 つ目の黒丸、利用状況調査等に係る事務取扱要領は、所有者が不明の農地については原則として非農地判断しないこととなっておりますけれども、明らかに山林化等荒廃している筆については非農地判断のみを行い、税務課を通じて法務局への登記地目変更は行わないこととしたというところで取扱いをさせていただくこととなりました。今回、課税台帳であるとか土地台帳から、現所有者さん、相続人さん等の住所は一応割り出せたんですけれども、その中で事前送付したものの宛所なしとかで返ってきてしまったものについては所有者不明農地として取扱いをさせていただきまして、農地台帳への整理のみ行わせていただくということで、農地部会のほうで共有をさせていただきました。

事務取扱要領の中で、所有者等が不明な農地等についての取扱いについてものが資料 2 の 3 ページ、別表の中にあるものです。別表の (5) 番、所有者等が不明の農地は原則として非農地判断を行わないということになってはいるんですけれども、これを、明らかに原野化、山林化しているため、農地台帳上のみ整理をさせていただくような協議結果になったということです。

資料 1 ページに戻りまして、農地部会後、要領の第 3 の 2、非農地判断

に係る事前通知、こちらに基づき所有者へ事前通知をし、意向を確認いたしました。113筆の事前通知のうち、所有者の住所に送付したものの宛所不明で返送されたため所有者の意向確認はできなかった筆が10筆ございました。また、事前通知の結果、所有者から非農地にしないでほしい等の申出があったなどの筆が7筆ございました。こちらについて、具体的な筆についてですけれども、議案7ページから11ページに記載させていただいております。

7ページから10ページの上段、96番と書いてあるものまで、こちらが96筆。

10ページ下段に所有者不明等の農地10筆。

11ページ、緑色に塗ってあるものが、本人申出等により非農地判断しない筆の7筆を掲載しております。非農地判断を行う筆96筆のうち、表中のオレンジ色で色づけしてあるものは農振農用地を表しています。

また、11ページの非農地判断しない筆のうち、1番から4番、こちらは本人の申出により農地として残す筆、耕作中ですか、今後耕作する予定はあるのでそのまま残しておいてくださいという筆が4筆。

5番なんですけれども、こちらは事前通知を送ってしまったんですが、こちらの確認不足で、現在、相対の利用権設定中でしたので、こちらは現状、農地であるということになりました。

6番、7番についてなんですけれども、本人から過去に5条転用許可を受けている土地なんですけど、地目を変更していなかったという旨の申出があったので、農地法で非農地判断をすべき農地ではないというところで、今回この非農地判断しない筆に入れさせていただいております。

場所についてですけれども、こちらは資料2の4ページから9ページに非農地判断を行う筆を入れさせていただいております。こちらの対象農地は、基本的に特に何もないものはピンクに塗ってありまして、所有者不明農地は青色、農振農用地を黄色で表しております。農振農用地については、次回の計画見直し時に農振から外す予定ということにさせていただいております。こちらの図面の10ページから12ページについては、参考になりますけれども、議案の11ページに記載のある非農地判断しない筆を掲載しております。

このたびの総会でご協議いただきたい点についてですけれども、こちらは議案の7ページから10ページの所有者不明農地を含めた106筆について非農地判断を協議していただきたいと思います。

ちなみに、今後の流れとしましては、資料2の2ページ、第3の3の部分で、農業委員会総会での判断、こちらに基づいて本日の総会で非農地判断をご協議いただいた後、こちらで採択されたものについては第4の部分、非農地通知及び農地台帳の整理ということで、所有者であるとか関係各所に非農地通知を発出するとともに農地台帳を整理させていただきま

す。

また、所有者不明の農地 10 筆を除いた 96 筆、こちらについては税務課を通じて登記地目の変更を法務局へ依頼させていただきます。

所有者不明の農地 10 筆、こちらについては農地台帳上のみ変更し、登記簿はそのままとなります。

また、非農地判断しない 7 筆については、農地台帳上も登記簿上もそのままとなります。

また、6 番、7 番の転用許可済みの記載のある筆については、地権者さんのほうで地目変更していただくようお願いをしております。

議案第 1 号については説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

皆さんのほうで質問がありましたら。

13 番

2 点あるんですけど、所有者氏名、登記名義人のところに亡くなられたって表示があるのが何件かあるんですけども、これは相続手続中っていう解釈でよろしいでしょうか。

事務局

そちらについては、一応、登記名義人さん、相続手続についてはこちらからは直接お願いはしておりませんので、現時点で確認できる登記名義人と、その方の相続人の代表さんというところを表示させていただいておりますので、相続手続中かどうかは分からない。

13 番

分かりました。

もう一点が、多分これは合計値だと思うんですけど 3 万 2, 638、10 ページですね。これが今回の非農地の全体の面積っていうことでよろしいですか。

事務局

こちらが、非農地判断する筆としては 3 万 2, 638 と 1, 247 を足し上げた数字が実際の非農地判断する筆ということであります。

13 番

今回これだけ非農地ということで、取りあえずデータ上では町のデータからなくなるっていうことですね。

事務局

農地から引かせてもらうっていう。

13 番

分かりました。ありがとうございます。

議 長

そのほか。

- 4 番 4 番ですけど、農地部会ではどのような意見が出ましたか。
- 3 番 特には意見としてはなかった。こういう現地の写真の状況ですし、意見を出すのがなかなか難しい。現状が現状だけえ、やっぱり早く処理したほうがスムーズに、これを残したところでどうなるもんでもないし、結構その辺が、なかなか意見を出すのも難しいと思う。
- 4 番 その農地部会のときには、現地のほうの現状だとかといったような写真だとか、そういったものは資料としてあったんですか。
- 事務局 一応、農地部会のほうでも同様に、こういったちょっと広域の図面のみを出させていただいておりますけれども、その前段階として私のほうで衛星写真を使って確認をできるところはさせていただきましたし、そのほか衛星写真のほうではちょっと見づらい場所とかっていうことに関しては私が現地で町内を回って見させていただいておりますので、それを基に報告をさせていただいております。
- 4 番 承知しました。
それから、意向調査を行ったということですけども、所有者から何か農業委員会に対して意見だとかっていうものはなかったですか。要望というか。
- 事務局 所有者さんのほうからいただいた意見としまして、自分の土地の非農地化っていうところに関しては、もちろん自分が今後耕作する意思がない場所は、送られてきたんで、そこには異議はないんですけれども、例えば自分の隣の土地であったりってところも同様の状況で、同じようにそういった非農地判断をするってような通知をされてるんだらうかっていうような疑問の声はあったりしまして、実際にB判定農地について、きっと漏れている部分もあったりすると思うので、そのあたりは今後の利用状況調査でもきちんと見させていただくようにしますっていうようなふうに事務局のほうでは回答させていただいたっていう部分はあります。
- 4 番 分かりました。私もここを実際現地パトロールで毎年見ている者としては、できましたらこういった手続に入る前に一声かけていただいたら、実際に現地に行ってみて確認したりもできますし、そういった耕作してるのに非農地にどんなっていうようなこと、そういう行き違いも少なくなると思いますので、こういった手続に入る前に担当地区の農業委員に教えてほしいですね。いきなり1週間前にこういったのがどんと出されて、ポスト

	に入っている、ちょっとあまりいい気はしないですね。分かってもらえたら有り難いんですけど。
事務局	非農地判断の対象の地区っていうものを決定する農地部会を今回は12月か1月ぐらいにさせていただいたかと思うんですけども、その後、今回の事前精査の農地部会のほうに担当の地区の委員さんを、農地部会員でない場合も出席いただくとかっていうことは今後検討させていただいたと思います。
4 番	よろしくお願いします。
議 長	そのほかございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 第1号議案、非農地判断について賛成の方の挙手をお願いします。 (多数挙手)
議 長	ありがとうございました。賛成多数で可決されました。よろしくお願いします。
議 長	それでは、第2号議案に入らせていただきます。 事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、12ページをお開き願います。 議案第2号「令和5年度農用地利用集積等促進計画第10号について」でございます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。
事務局	今回、議案の13ページから15ページに、農用地利用集積等促進計画案を載せております。各地区の図面につきましては、資料の3をご覧ください。 今回の計画案についてですけれども、特に説明する点としましては、基

盤法（相対）からの移行が3筆ございます。その他、新規、更新等の別は資料をご覧ください。

最後に、権利の設定をする農用地については、賃借権によるものが74筆10万7,860平米、使用貸借によるものが8筆1万2,180平米となっております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 番号1番の*****の利用権の集積促進計画についてご意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決をさせていただきます。
1番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。
それでは、2番の*****の促進計画についてご意見ありましたらお願いします。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決をさせていただきます。
2番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成していただきました。
それでは、3番の*****の促進計画についてご意見を受け付けます。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決させていただきます。
3番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	ありがとうございました。全員賛成でした。 それでは、4番の*****の促進計画について質疑を求めます。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、4番の*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成です。 それでは、6番の*****さんの促進計画にご意見のある方、挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成でした。 それでは、そのほかの案件について質問、ご意見がありましたらお願いします。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、今申し上げました方々の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成でございます。
議 長	それでは、議事が終わりましたので、その他のほうに入らせていただき

ます。

事務局のほう、お願いします。

事務局

- ①農業委員会だより第197号原稿について
- ②令和6年度農業委員会総会日程（案）について
- ③農業委員会研修テキスト配布

議長

それでは、全ての日程を終わりましたが、4月の予定ですけども、4月10日水曜日に開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

1時半にしたいと思いますがいいですね。

（異議なし）

議長

13時30分からお願いします。

それでは、日程が終わりましたので、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。